

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
根拠条例・規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 5 4 条 第 3 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 （電話：048-829-1305）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>1. 自立支援医療費（精神通院医療）の単独申請（指定自立医療機関において精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の自立支援医療（精神通院）用意見書）</p> <p>○自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針）</p> <p>2. 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）の同時申請（上記医師の精神障害者保健福祉手帳用診断書）</p> <p>○自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針）</p> <p>3. 既に診断書による手帳の交付を受けている者の高額治療継続者に該当しない自立支援医療費（精神通院医療）の新規申請</p> <p>○自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱</p>
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	<p>意見書（診断書）による申請：判定会（こころの健康センターで原則月 2 回開催）から決定まで 3 5 日（受給者証作成期間含む）、及び発送期間 5 日（発送期間は閉庁日を除く）</p> <p>計 4 0 日（申請から判定会までは最短 1 日、最長 2 1 日）</p> <p>既交付の手帳添付による申請：決定まで 3 0 日（受給者証作成期間含む）、及び発送期間 5 日（発送期間は閉庁日を除く） 計 3 5 日</p>
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		

